

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

2 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成27年2月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 2月26日(木) 午後2時30分から午後4時00分まで

2 場 所 鳳来総合支所3階 教育相談室

### 3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員  
滝川紀幸委員 安形茂樹委員 和田守功教育長

### 4 説明のため出席した職員

夏目教育部長  
小林教育総務課長  
夏目学校教育課長  
鈴木生涯学習課長  
柿原文化課長  
加藤文化課参事  
佐宗スポーツ課長

### 5 書 記

請井教育総務課庶務係長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 2月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 2月の行事・出来事

日程第2 協議・報告事項

- (1) 3月の定例市議会について(教育部長)
- (2) 財産の取得(案)について(教育総務課)
- (3) 新城市いじめ防止基本方針について(学校教育課)
- (4) 新城市ジオサイト地質百選ガイドマップの作成について(文化課)
- (5) 「新城市の自然誌 地学編」発行について(文化課)

日程第3 その他

- (1) 臨時教育委員会議について(学校教育課)  
3月12日(木)午後4時、教育長室

(2) New Artists Fes. 2015について (文化課)

次回定例会議 (案) 3月26日 (木) 午後1時30分

(勤労青少年ホーム 研修室A)

閉 会

○委員長

それでは、2月の定例教育委員会会議を開会いたします。

日程第1 2月の新城教育

○委員長

日程第1の2月の新城教育ということで、教育長お願いします。

○教育長

それでは、教育長報告をさせていただきます。

光の春というような感じで、夜明けも早くなって、私も朝、明るい中で散歩ができて大変うれしく思っております。梅の花も咲き始め、鳳来の川売、名号の梅の名所もこれからますます多くの人出になるのではないかと思います。

1点目、子どもの教育についてですけれども、2月のインフルエンザの状況ですけれども、例年と比べて全体的に下火でありました。2月の状況は、学級閉鎖は2校3学級ということで、昨日、2月25日の全市のインフルエンザの罹患者も16人ということで、おかげで少なく済んでいるということをお思います。

それから、特筆すべき状況としては、アナフィラキシーの問題、食物アレルギーの問題がよく話題になるわけですが、先月、運動誘発性アナフィラキシーということで、運動することによってアレルギーが発生したということが1件ありました。それまで食物アレルギー等がなかった子どもだったんですけれども、突然それが出たということで救急車を呼んで病院へ行きましたけれども、一泊様子を見て無事帰ってくるというような状況でしたけれども、こういった例も全国的に見るとあるということで、そういった事態が起きたときにはしかるべき対応がとれるような状況を現場でしっかりと備えていきたいなと思います。

それから2点目ですけれども、教員の研修ですが、初任研や教科研、あるいは職階研修等、2月ということでそれぞれ最終回の研修を行ってまいりました。それぞれの会へ出させてもらいまして、しっかりとした成果が刻まれてきているなと思うわけですが、そんな中でも特に新任研修、4月の初めのときと比べますと先生たちの表情、話し声等の張り等を見ましても非常に自信を持って、力をつけてきたなと思いました。

そんな中で、特に新任の先生方が言ってみえたのは、授業の前の教材研究の大切さということと、計画的に月あるいは年間を見通してやることの難しさと大切さといったことを言っておりましたけれども、まさにそうしたことがきちんとできるようになると、本当に一人前の先生として成長できるなと思いました。

それから3点目ですけれども、教育憲章についてですが、先だってプレ総合教育会議ということで市長を交えて行ったわけですが、教育委員会会議での正式な確認と記録はございませんので、先だっのプレ総合教育会議で市長との話し合いでまとまったことをここで確認したいというように思っています。

まず1点目ですけれども、教育憲章の前文の字句の修正ということで、それまで前文の3文目、「市長と教育委員会の連携協議のもと教育の中立性・継続性・安定性を堅持する」との言葉を、「教育の普遍的な使命に照らし」と、直接的な「市長と教育委員会の連携協議」という語句ではなくて、「教育の

普遍的な使命に照らしてその中立性云々」という文言に修正したということ。

それから、この新教育委員体制への移行を、法律はこの4月1日から施行されるわけですがけれども、新城市としては28年4月1日に新しい教育長が就任すると、その時をもって新教育委員会体制に移行するという事。

それから3点目、教育委員の人数。これまでは教育長を含めて6人でしたけれども、教育長は教育委員でなくなるわけですが、新たに教育委員を決めまして、教育委員の体制を6人とするということ。したがって、教育委員会議は、新教育長と教育委員6人、合わせて7人で構成することになります。

それから4点目ですけど、市長部局と教育委員会の関係ですが、総合教育会議は市長が召集すると、市長部局の企画部に事務局を置くと。つまり、これは市長部局の窓口であるということです。実際には、総合教育会議にかかわる事務を教育委員会に委任する。それから、委任した事務局を教育総務課に置くということで、実質的な事務局は教育総務課であるということ。こうしたことが確認されました。

それから5点目で、会議の運営についてですけども、何点か相互に確認されたことですが、読み上げます。

1点目、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であると。会議運営については、双方の合意をもって決定されると。

それから、会議の司会についてですけども、これにつきましては教育長職務代理人、不在の場合には指名順位に従って教育委員が行うということ。

それから、議事録の作成や公表にかかわる事務は、教育総務課で行うということ。

それから、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政の推進を図る。関係者、有識者からも意見聴取できる。

それから、教育委員会の了承のもと、緊急の場合には市長と教育長のみで会議開催ができること。

それから、教科書採択や教職員人事など政治的中立性の高い事項は、協議題としないこと。

それから、これは教育委員会事務局にかかわるのでですけども、26年度末までに教育総務課にて総合教育会議の会議規則を策定するという事。

それから6点目ですけども、開催回数と開催時期及び協議内容ですけども、開催回数は年間、原則3回。7・8月、11・12月、1・2月そういった時期に行うということでございます。

それから、教育大綱についてですけども、新城市教育振興基本計画をもって教育大綱とするということで、現在それぞれの課のもとででき上がっているもの、策定中のもの、そういったものをまとめまして教育振興基本計画としてまとめていくということ。27年度中に策定し、28年度に新城市の一まとまりの教育振興基本計画としていくということでございます。

それから昨日、3月の新城市議会があったわけですけども、そこで市長の予算大綱とそれから教育の教育方針説明があったわけですけども、この教育方針説明をもって当該年度の教育大綱にかえるということでございます。

それから、課題として今後検討していくこととして二つ。一つは、市長提案にもあった一定ルールのもとでの教育委員会予算編成権、これをどういうふうに持っていかうということ。それから、1年後に発足する新教育長の職務、権限、服務、報酬等についての検討でございます。

以上がプレ総合教育会議で市長との合意のもとで決まったことをしっかりと記録し、今後また教育委員会内で検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

何か御質問等ありますか。

どうぞ。

○委員

運動アレルギーはどのような状態になるのでしょうか。

○学校教育課長

運動アレルギーについて、具体的に申し上げます。6時間目に体育の授業を受けていて、ちょうど30分ぐらい体育館の中で運動をしていたときに、少し熱が出てきたとようだというのを子どもが訴えてきたので、そのまま保健室に連れて行きました。養護教諭がみたところ、熱っぼいだけでなく顔に赤みとむくみがみられ、本人が苦しそうな状態になったそうです。たまたま養護教諭も校長も、運動誘発性アナフィラキシーがあることを知っていましたので、すぐにこれはまずい事態になったと判断したそうです。お母さんにも来ていただいて判断し、救急車で市民病院に行ったほうがいいということで、市民病院に行き、やはり運動誘発性アナフィラキシーであると診断されました。24時間は同じような発作が出る可能性があるということで1日入院したということでございます。

原因の食物はまだ特定ができなかったようですが、やはり給食に食べた何かが1つの原因になっているのではないかということです。

○委員長

いいですか。

○委員

はい。

○委員長

あとどうでしょう。

よろしいですか。

それでは、(2)の2月の行事・出来事。

では教育総務課からお願いします。

○教育総務課長

それでは2月の行事と、この間御指摘のあったように来月の主な行事というのを今回から加えさせていただきます。

6日、プレ総合教育会議で臨時教育委員会会議がありました。

9日中学生議会があり、それに対して回答をしております。

16日、豊川市の給食センターのほうへ出張しました。私ども今後の給食のあり方を今検討しておりますけれども、実際に給食センターを見せていただき、また各学校への配送の様子とかも見せていただいております。

18日、教育長会議がありました。私が代理で出させていただきます。

19日、評価点検、教育の点検評価の関係で豊橋創造大学の中島先生を訪問させていただきました。昨年度は、菅沼先生と同じく創造大学の佐野先生にお願いしたのですが、佐野先生が今年度はできないということで、御紹介をいただき、創造大学の中島先生にお願いをしてみいました。今現在、評価をしていただいております。

20日、学校事務職員のブロック長会議に呼ばれて出てまいりました。

23日、学校調理員の採用面接ということで、今年度の欠員がもう既に2名出ましたので急遽採用をいたしました。

本日4時から厚生文教委員会が憲章の関係で勉強したいということでこの場にまた参りますので、この会議については4時までには終わるように皆さん努力していただきたいというように思っております。

土日ですが、15日作手の菅守のほうの学校跡地活用意見交換会で、地域の活用の状況についての発表会がありましたので、私と参事が出てまいりました。

来月の行事で主要なものですが、3月6日に調理員、用務員の採用試験があります。これは臨時の職員です。調理員が5名、用務員が2名、来年度欠員する予定ということで、急遽臨時の採用をいたします。今、広報とか職安のほうにお願いして、少しずつ応募が集まっている状態です。

12日に厚生文教委員会、議会のほうが予定をされております。

#### ○委員長

ありがとうございました。

学校教育課お願いします。

#### ○学校教育課長

では、主なものを述べさせていただきます。お願いします。

3日火曜日です。教務校務主任の研修会、本年度最後でした。鳳来中学校と開発センターで前半、後半に分かれて行いまして、前半は校務支援システムについての研修会で行いました。後半は、学力学習状況調査の結果分析をもとに、どうやって各学校でその結果分析を授業に反映させて、生かしていくかというようなことで研修をしました。

4日水曜日であります。教頭主幹教諭研修会です。3日と同じように鳳来中学校と開発センターで行いました。前半は、校務支援システムについての学習会であります。後半は、学校管理に関するものであります。

5日木曜日、校長会議。

そして12日木曜日ですが、新城市学校保健会の役員理事会を開催しました。来年度の11月19日に東三の10年に一度の会がありますので、それに向けての会で行いました。

13日は、特別支援の子どもたちの春をよぶ会ということで、新城小学校で行われました。子どもたち、小中合わせて80名、教員やハートフルスタッフが44名、保護者46名、計170名で行って、9時半から13時30分まで行われました。

来月の行事でございますが、5日木曜日、中学校卒業式。

12日木曜日、臨時教育委員会議、これは後ほど御提案させていただきます。

20日金曜日、小学校卒業式。

31日火曜日、退職者感謝状贈呈式となっております。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

では、生涯学習課。

○生涯学習課長

生涯学習課です。

3月議会が始まるということで、議会の対応が2日月曜日に厚生文教委員会の議案の説明会。それから飛んで、17日に市議会に全体の議案説明会がありました。

それから年度末ということで、関係する委員会、協議会等のまとめの会が幾つか開かれており、それに参加してまいりました。

10日火曜日に愛知県主催の人権ファンクション会議がありました。

それから13日金曜日に県の公民館連合会役員会。

それから17日火曜日に教育事務所主催の新城設楽地区家庭教育推進運営協議会。

それから20日金曜日に東三河公民館連合理事会ということです。

それから同じく20日金曜日、これは生涯学習課が担当しております市の家庭地域教育推進協議会の3回目のまとめとなる会がありました。

それから、明日であります、同じく生涯学習課が担当しております生涯学習推進懇談会の年度末のまとめの会を開く予定でございます。

それから、土日のほうですが、7日土曜日に小学生を対象としたお菓子づくり体験、20名の参加がございました。

それから14日の土曜日、ちょうどバレンタインの日ということで、今年度初めて企画した、大人の方向けの講座ということで、大人の女性のためのバレンタイン講座でチョコレートをつくる講座を行いました。広報とかホームページ等いろいろ載せて、あと市のフェイスブックとかにも載せていただいたんですけど、なかなか認知度が上がらなかったのか、結果的に12名の申し込みで開催しました。

それから、図書館であります、10日火曜日に今年度のライブラリースタート事業で、八名小学校の3年生38名来館して図書の貸し出しを行っております。

それから、13日金曜日に図書館長が三河公立図書館協議会理事会に出席しております。

それから、毎年行っております年度末の特別館内整理が、25日から3月6日までということで、蔵書の点検等の作業を行っているところであります。

来月の主なものであります、1日の土曜日に市の子ども会行事の最後になります壁新聞コンテストの表彰式がございます。各単位の子ども会さんが今年度の活動状況をB紙にまとめてコンテスト形式で行うということで、優秀な作品に市長賞を始め、賞を授与する予定であります。

生涯学習課は以上です。

○委員長

では、文化課お願いします。

○文化課長

お願いします。

まず左側の平日ですが、議会の関係で2日に厚生文教委員会の議案説明会、それから17日に市議会

の議案説明会がありまして出席をしております。

それから、同じ17日ですが、地域文化広場定例会議ということで、指定管理者から12月、1月分の文化会館の利用状況などの報告を受けております。

それから19日ですが、長篠城址史跡保存館運営審議会を開催しまして、本年度の事業報告、それから来年度の事業計画等について審議が行われました。

次に20日ですが、豊橋市で東三河文化行政研究協議会、それと知多市で愛知県博物館協会研修会が開催され、それぞれ出席をしております。

24日ですが、文化協会の視察がありまして、豊山町のほうへ同行をしております。

25日に3回目の鳳来寺山石垣保存修理委員会を開催し、修理計画などの検討を行っております。

それから26日、本日の午前中ですが、文化講座運営委員会を開催しまして、本年度の会計報告、それから来年度の事業計画等について協議を行っております。

右側に移りまして、1日に黒沢田楽が行われ、それから2日に作手小学校設立準備会が開催されまして、山村交流施設の関係で出席をしております。

それから8日ですが、文化事業のファミリーコンサートを文化会館で開催しまして、約400名の入場者がありました。

それから18日、作手古城まつり実行委員会が開催されまして、来年度の開催についての検討を行っております。

それから最後、21日に本年度7回目の長篠城址史跡保存館歴史講座を開催しまして、82名の受講者がありました。

来月の主な行事ですが、2日に文化財保護審議会、それから14日に長篠城址史跡保存館主催の歴史ウォーキング、それから21日に長篠城址史跡保存館歴史講座、同じく21日ですが、設楽原歴史資料館でふみの蔵コンサート、そして22日、後ほど説明させていただきますが、本年度最後の文化事業、New Artists Fes. 2015を開催する予定です。

以上です。

#### ○委員長

では、鳳来寺山自然科学博物館お願いします。

#### ○文化課参事

よろしくをお願いします。

まず平日です。

5日、6日と地域自治区の研修会に参加をいたしました。

そして12日ですが、博物館の運営審議会を開催いたしまして、26年度の事業報告並びに27年度の事業計画について審議していただきました。

13日は、東三河ジオパーク構想の来年度に関する情報交換会を豊橋市の自然史博物館で行っております。

18日には、新城設楽生態系ネットワーク協議会総会が愛大でありまして、出席してまいりました。

20日は、県民の森運営会議が県民の森でありまして、出席をまいりました。

26日、本日ですが、東郷西小学校の6年生がふるさと新城のジオパークということで、地層に関する野外と館内の学習会を行っております。

そして、あす、27日、海老小学校全校によるコノハズク見学会を行います。現在、博物館に生きた状態のコノハズクがいるということで、なかなか見るチャンスがないということで全校で来てくれます。

記入に間に合わなかったのですが、25日には鳳来東小学校の地層学習会がございまして、5年生、6年生が来ております。

そして土日・祭日になります。

7日土曜日ですが、第22回の東三河ボランティア集会在新城市の文化会館でありまして、博物館のボランティアグループの協力隊が参加をしております。

8日、博物館最後の学習会になりますが、冬の秘境探検ということで棚山林道の観察会を行っております。

そして15日、あいち森と緑づくり環境活動学習推進活動の発表交流会が名古屋でありまして、出席をしております。

来月の予定ですが、13日に市の天然記念物の障子岩岩脈の巡検に行つてまいります。

以上でございます。

#### ○委員長

では、スポーツ課をお願いします。

#### ○スポーツ課長

よろしくをお願いします。

まず、平日でございます。

2日、そして17日でございますけど、厚生文教委員会と市議会の議案説明会がございました。

4日、市民ゴルフ大会の第2回実行委員会。

5日、体育功労者の表彰式を行いました。

10日、スポーツ振興計画第3回目の学校体育部会を開催いたしました。

12日、当初予算の記者発表がございました。

13日、新城ラリー地方戦、コース確認ということで新城警察者と行っております。

同じく、第3回部活動検討委員会を開催いたしました。

16日、市政経営会議ということで、桜淵公園の再整備計画について開催しております。

17日、先ほど言いましたスポーツ振興計画第3回社会体育環境部会を開催いたしました。

18日、代表区長会におきまして、3月に行います新城トレイルレースについて説明を行いました。

24日、スポーツ振興計画第3回策定委員会を開催いたしました。

土日の開催ということで3日、スポーツ推進員の定例会議を開催いたしました。

10日、鬼久保ふれあい広場利用者増計画会議を開催いたしました。

13日、新城マラソンの反省会を開催いたしました。

14日、子どもスポーツクラブを開催いたしました。

同じく、東三河スポーツ推進員理事監事評議委員会議を開催されましたので、担当とスポーツ推進委員の役員が出席しております。

19日、スポーツ推進員の総務委員会が開催されました。

来月の主な行事ということで、3日に市民ゴルフ大会、秋葉ゴルフクラブで開催されます。

下旬と書いてございますけども、浜松・東三河フェニックスのプロの選手によります市内の小中学生を対象としたバスケットボール教室を年間3回やるんですけど、今回は最終、3回目ということで、中学生を対象に行います。日にちが、一応相手もあるということでなかなか都合がつかなかったんですけど、30日に決まってきました。毎回100名を超す参加者がございます。

次に21日から22日、土日にかけてOSJ新城トレイル、会場を愛知県民の森及び宇連山、棚山で開催されます。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

では、何か御質問等あったらお願いします。

○委員

1点だけお願いします。

教育総務課の豊川市給食センター視察というのは、ねらいを教えてください。

○委員長

どうぞ。

○教育総務課長

給食センターというか、給食のあり方ですね。市内の学校の給食室がかなり老朽化してまいりまして、特に新城中学、小学校というのは、建築してからほぼ50年に近いぐらいということで、もちろん中の設備についてはいろいろ直したりとか、備品は直しては来ています。しかしながら、建物自体かなり老朽化をしているということで、市域全体の給食のあり方を検討しなくてはなりません。自校方式でいくのか、それとも親子方式で少しずつ集約して、いわゆる共同調理で行くのか、それとも、もっと大きくセンターをつくってやるのかということ、方式を選び、また、そのための財源を確保するというのを今後やっていかないといけないと考えています。学校の建築であるとか長期的な計画とあわせたときに、今現在は統廃合の関係で作手とか鳳来をやっていますのですぐにはできないのですが、この事業が終わったときには次は、やはり学校の増改築も必要なんです。給食室または給食センター、給食共同調理場の建築ということに取りかかっているか、あるいはいらないかと考えられます。

そうは言ってもすぐにはとりかかれないため、まずは、いわゆるそういう基礎調査をした上で校長会であるとか栄養士の先生であるとかいう方々を今後取り込むようなものを来年度ぐらいからやっていきたいと考え、そのために少し私のほうで計画というか、積み上げのための調査をしております。

その関係で、給食センター自体見たこともない場所ものですから、豊川市の教育委員会にお願いをして、職員とともに視察をしてまいりました。

○委員

十数年ぐらい前になりますか、やはり自校方式を堅持していくかどうかということで給食の関係者の方々と集まって委員会を組織して検討したことがありますよね。その記録が多分残っていると思いますが、食育の観点から自校方式に勝るものはないというのが結論であったというように思うんですけども、統廃合の問題や施設の老朽化の問題もあつたりしますので、学校給食関係者の方々とよく検討をなされて進めていただけたらと思います。確認をしておいてください。

以上です。

○委員長

よろしいですか。

どうぞ。

○委員

部活動検討委員会の一応メンバーですね。

○委員

はい。

○委員

ことしの最終目標というのはどこにあるのか知りたいのと、もう1点は、桜淵公園整備計画はだれがつくっているのか、二つ教えてください。

○委員長

では、スポーツ課長。

○スポーツ課長

まず部活動検討委員会ですけれども、ことしの最終目標といううちに話し合いの中で今後、部活動をどうやっていくのかというのがまず前提にありまして、それでことし中に結論を出すだとかそういったものではなくて、ある程度2年とか3年、そういった格好で話を詰めていくことが前提でありまして、その部活動検討委員会が今後、来年度発行を予定しておりますスポーツ振興基本計画にもある程度網羅していかなければならないのではないかとというのがあるものですから、そういった部活動のサイドからの検討も必要ということで始めております。

それと桜淵の公園再整備計画を主となって行っているのが観光課でございますが、桜淵公園には御存じのとおりプール、そしてグラウンド、テニスコート、スポーツ課の抱える施設としてレストハウス等もございます。これらの施設を、市民を交えてどうあるべきかというような形で議論、公園法によりまして、現公園法を変えるときには公園計画の変更というのが必要なのですけれども、今までの会議において出された意見等々をすり合わせていくと、今の利用計画のままただ施設を変えるだけで、当初目的は運動ゾーンだとか、ここは駐車場ゾーンだとか、そういったものは大きく変わりませんので、今の公園計画のままで行けそうな状況なのですけれども、今後プールをどのようにしていくのか、とりあえずスポーツ課の意見としては、プール自体は廃止して、市民が求める水遊び場という形であそこを整備していけたらいいのではないかなと考えていますし、テニスコートにつきましても、ただテニスコートだけではなくて、もっと人を呼び込むにはフットサル場も欲しいなという皆さんの声もあるものですから、レストハウスをできればほかの活用、いわゆるあの施設は一たん壊してしまっ、テニスコート、ほかにつくりますフットサル場、これがフットサルになるのかまだ確定ではないものですから、そういった議論を進めています。あそこを管理できるトイレと事務室、事務室と言っではおかしいんですけど、施設の管理や利用者が休憩出来るような施設が欲しいというのが大半の意見でしたので、今後それらを題材としてより深い議論が進められていくと思います。

○委員長

よろしいですか。

○委員

部活動の検討委員会の議事録は拝見することはできるんですか。

○委員

前回どういことを話し合ったかというものはございますが、ここで録音しているような細かいものではありません。

○教育部長

ちょっといいですか。部活動検討委員会ですが、そもそも論として子どもの数が減ってきている。それにあわせて指導者である先生の数も減ってきているということで、なかなか従前の部活動、特に中学校の部活動が行いにくくなってきているということです。何らか新たな形というものを模索していかなければならないだろうという問題意識を持って始めたのがこの検討会議でありまして、なかなかこれ難しいんですが、なかなか学校教育の中だけではすべてしんまいし切れまいであろうと。そうすれば、例えば指導者の確保ということになれば外部指導者、あるいは社会体育の分野で教えられる方がみえれば、そういった方に入ってもらうだとか、あとは当然部活動というと大会へ参加して競うわけですね。そういったものに出るときに、今は中学校の部活は中小体連という組織の中の各種大会に出ているのですが、それだけに限定をしなくてもいいじゃないのかというような議論も今やられておりまして、各学校の体育関係の先生方や子ども会とかPTAの役員さん方にもメンバーに加わっていただいて議論を進めているというような状況であります。

最終的には今、別のルートでやっているスポーツ振興計画の中の学校体育というのは大きな部分を占めますので、その中に組んでいくというようなことを目指して今議論を進めているという段階であります。

○委員長

そのほかのことで何か御質問あれば。

○委員長

どうぞ。

○委員

桜淵の公園整備のことなのですが、豊川の向こう側は新城市のものになるのでしょうか。

○スポーツ課長

土地は地元から市が借りているという状況です。市の土地も部分的にあるんですけど。桜淵の公園計画を旅館側部分、川から道路までの部分、それと道路から上の部分という三つのゾーンに分けまして、市民の方をそれぞれ3班に担当分けをして、桜淵というと新城の顔になりますので、何がふさわしいか検討を進めていただいております。

○委員長

いいですか。

あとどうでしょう。

では、次の時間のこともありますので、日程第2のほうへ行きたいと思います。

日程第2 協議・報告事項

○委員長

協議・報告事項ということで、(1)の3月定例市議会について、教育部長お願いします。

○教育部長

3月定例市議会、もう既に始まっておりますが、概要を御報告申し上げたいと思います。

3月の定例市議会につきましては、2月17日に召集されました。会期といたしましては、昨日、2月25日から来月、3月20日までの24日間の会期で開かれます。25日に本会議第1日がもう済んでおります。3月9日、10日が本会議第2日目、3日目になりますが、一般質問が行われると。それから、3月11日に本会議第4日、それから3月12日に総務消防委員会、厚生文教委員会があります。3月16日に予算決算委員会、これは当初予算の審議であります、行われまして、3月20日、最終日、本会議第5日で採決されるというようにならぬで進んでおります。

今回の議題につきまして、議会に付議されている案件ですが、専決処分事項の報告案件が2件、それから条例案件が27件、補正予算案件が8件、それから当初予算案件が34件、財産譲渡案件が4件、財産取得案件1件、人事案件1件、計画策定案件が1件、市道の認定・廃止がそれぞれ1件ずつの2件、それから東三河広域連合議会の議員の選挙が1件ということで、合計80案件の審議がされる予定であります。

このうち教育委員会に関係するものでありますが、まず第6号議案として新城市特別職報酬等審議会条例の一部改正というのがあります。これは、地教行法の一部改正に伴いまして新しい教育長が、今は一般職なのですが、特別職になることにより、この報酬審議会の対象とするように条例の一部改正するものであります。

それから、第8号議案として新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正というのがあります、これも地教行法の改正によるものであります。これは、今の新教育長が発足をいたしますと、教育委員長さんはなくなりますので、今の条例の中に教育委員長さんは幾らというのがあるうたってあります。それを外すというものであります。

この2件につきましては、厚生文教委員会ではなくて総務消防委員会に付託をされますので、その日は私と教育総務課長が総務消防委員会のほうに出席をするようになっております。

それから、三つ目ですが、第19号議案として新城市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例というのがあります。これは、新教育長は特別職になるわけではありますが、通常常勤の特別職というと市長、副市長があります。市長、副市長には職務専念義務というものがどこにも規定してありません。ですので、タイムカードを押したりとかということはないんです。ここから休むというときも別に承認を得ることもなく、自由に勤務ができるというような形なのですが、新しい教育長は改正後の地教行法に職務に専念する義務が法律の中でうたわれております。そうしますと一般職のように一定時間職務に専念する義務が発生します。ところが、それを免除するという規定をつくっておかないと例えば、わかりやすい例でいきますと人間ドック、健康診断を受けるといったときには職務専念義務を免除して健診に行くことができるんですね。そういったことが今の状態では新教育長さんではできなくなってしまうものですから、職務専念義務を免除するための根拠をつくらなければいけないというのがこの19号の職務専念義務の特例に関する条例というものをつくるということであり、

それから、第20号議案として教育委員会の定数を増加する条例の一部改正、先ほど教育長報告にもありましたように、新教育長は教育委員ではなくなりますので、新たに教育委員さんをもう一人増員をして、新教育長と教育委員6人でもって教育委員会を構成するというような形で条例改正をいたします。

それから、21号議案として新城教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止を行います。今、教育長は一般職でありますので、ただ別途この条例によって教育長の給与が定められておりますが、今度は特別職に移行するものですから、この単体の条例は廃止をするということでもあります。

それから、22号議案として新城市いじめ対策人権サポート委員会及び新城市いじめ対策人権問題調査委員会条例の制定ということで、もう既に御説明させていただいておりますけれども、いじめ防止等の対策、重大事態への対処等について調査、審議する委員会を設置する。今までいじめ人権サポート委員会という組織がありますが、これは教育委員会の決済をもって要綱をつくりまして設置をしているものであります。今度は条例設置ということでより後ろ楯をしっかりとしたものにしていくという条例であります。

それから、23号議案 新城市就学指導委員会条例の一部改正ということで、就学指導委員会というものを既に条例設置でしてあるのですが、いわゆる学校に就学する段階でどんなふうにしようかという検討が行われているのですが、やっぱり就学後もしっかりそういった子を支援していきましようということで、条例の名称を新城市教育支援委員会条例というふうに改めまして改正をしていくというものであります。

それから、24号議案 公民館の設置条例の一部改正であります。今回、地元と調整がつきまして、野田公民館と上平井公民館を地元の地縁団体に無償譲渡するという改正をいたします。

それから、28号議案が補正予算であります。教育委員会の経費としていろいろ年度末になったものですから予算の整理をしておりますが、特にその中で東郷西小学校の給食室の配管が傷んだものですから、その改修工事経費を盛り込んでおります。それと社会教育費で長篠城址の弾正郭の石積みが去年の台風で崩れているものですから、それを修復するという予算を計上しております。あとは、作手小学校、山村交流施設の整備事業の27年度へ予算を繰り越すための予算というものが必要なのですが、それを計上しております。

それから、36号議案として来年度の一般会計予算であります。来年度の一般会計予算につきましては、総額が229億9,800万円ということで、前年度比プラスの1.4%であります。合併後の予算規模としては最大規模になります。

そのうち教育費でありますけれども、教育費全体としては25億9,569万3,000円ということで、伸び率にして52.07%、非常にすごい伸びであります。額にすると8億8,800万円余の増額になっております。これは、一般会計のいろいろな費目がありますが、その中で最大のもの、断トツであります。要因といたしましては、作手小学校の建設事業、それから山村交流施設の整備事業、それと鳳来寺小学校の校舎等の改修事業という建設経費が盛り込まれておりますので、その関係で大きく伸びているというような形であります。

それから、次の協議・報告事項で挙がってきますが、74号議案として財産の取得の案件があります。これは、作手小学校の建設用地の取得であります。一定規模の財産取得につきましては議会の承認が必要だということで、この議案を上げているということでもあります。

議案については以上であります。

それから、一般質問ですが、通告がありました。まだ、現在それぞれの部署で答弁の検討をしている最中ではありますが、どんな質問が出てきているのかという概要だけお知らせをさせていただきたいというように思います。

まず、中西宏彰議員、厚生文教委員会の委員長ですので代表質問ということでされます。教育方針についてということで、教育憲章の制定について、いわゆる教育憲章の理念と手順、推進について伺うという質問が出ています。

それから、学校再配置についてということで、鳳来寺小学校の改修事業について、改修事業の内容と考え方とか進入路の整備の関係、それから耐震化の現状と災害時の安全確保についてどうかという質問が来ております。

それから、児童の安全確保について、安全確保対策の考え方、それから地域の共育コーディネーターの設置に対して防災の視点を取り入れた安全確保体制の強化についてはどうかという質問、それから、跡地利用計画についてというのをいただいています。

それから、もう一つ、教育委員会所管の各種文化スポーツ振興のイベントの見直しについてという質問もいただいております。

それから、滝川健司議員から、観光施策の関係でDOSの地域再生事業の今後の方向性についてということで質問をいただいております。

それから、山崎祐一議員から、新城版子ども未来館の建設構想についてという質問をいただいております。内容は3点ほどありまして、子どもたちのスポーツ力、学力の傾向はどうか。それから、親子でふれあえる公共施設の充足についてどう考えているか。それから、新城版子ども未来館の必要性の考えはないかという質問をいただいています。

それから、柴田賢治郎議員から、鳳来地区の交通網についてということで、鳳来、作手地区の学校統合による児童送迎の計画についてであります。

それから、長田共永議員から、スポーツ振興についてということで、先ほどちょっと御質問のありましたことにも関係するのですが、新たな市民体育館建設に向けての計画について、それから市民プールの再開についての見解、それから青年の家の宿泊利用再開についての可能性について、それからDOSの新規事業の計画、それから体育協会との協議連携はどのようかという質問をいただきました。

それから、小野田直美議員からもあります。過去3回行われました中学生議会に関する質問をいただいております。それからハートフルスタッフについての質問をいただいています。

それから、村田康助議員から、学校教育におけるIT機器の活用についてという質問です。

それから、鈴木眞澄議員から、大きな質問のテーマは認知症対策についてということで、その中で学校教育での認知症対策についての推進について伺うという質問をいただいています。

それから最後であります、浅尾洋平議員から、新庁舎建設についてという質問の中で市民体育館の代替え機能はどうなるのかという質問をいただいております。

それともう一つ、教育方針説明と教育憲章についてということで、教育憲章の内容は市内の全教員の意見を聞く考えはあるかと、共育の実践は学校、家庭のどちらに重きをおくのか、道徳の教科化について、教育長が教育方針説明の中で感化するという言葉を使っておりますが、その感化するというのは特定の価値観を注入し兼ねない、教育の中立性に反するのではないかというような質問をいただいております。

一般質問については以上です。

さきに説明をさせていただきました第28号議案、今年度の一般会計補正予算であります、これは昨日審議がなされまして、可決がされております。その審議がされる中で2点ほど質疑があったわけ

であります。浅尾洋平議員から、作手小学校建設事業と山村交流施設の整備事業を繰り越しておりますが、その繰り越し理由は何かという質疑を受けております。

議会の現段階では以上であります。

○委員長

何か御質問等ありますか。

よろしいですか。

では、(2)財産の取得(案)について、教育総務課お願いします。

○教育総務課長

今、部長の説明の中にもありましたけれども、今回の3月議会に上程した案件について御報告をさせていただきます。

財産の取得ということで、新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定、これは予定金額2,000万円以上かつ面積5,000平米以上の土地については財産を取得するときには議会の議決を求めるということになります。予定金額2,000万円、面積5,000平米ということになります。

今回、作手の小学校及び山村交流施設の用地について、それぞれの事業ごとに分けていろいろ建築許可等手続をしているわけですが、この作手小学校建設事業の予定地の面積が5,000平米を超える、かつ2,000万円以上を超えるという契約ですので今回議会へ上程をさせていただいています。

その関係で、地権者には昨年12月ぐらいから用地交渉に入りまして仮契約で今、次のページの4名の方が地権者になっておりますけれども、今現在、合意をいただきまして仮契約が済んでおります。今回の3月の議決と通しますと本契約という形で正式な契約締結という形になります。御本人さんたちからは既に契約合意書をいただいておりますので、速やかなる移行になります。

ただし、先ほども少し説明がありましたけれども、予算の繰越しをお願いしております。これは、本年度の予算を来年度まで使えるようにということにするのですが、これについては、この用地の上に構造物、住宅であったりとかハウス、それから倉庫が建っております。これについては、いわゆる更地にしていただいた状態で完結をするということになります。来年度工事に入る前までに引越し、また建物、ビニールハウスのほうの移動等をしていただく期間を要すということで今回繰り越しをしております。

○委員長

何か御質問ありますか？

よろしいですか。

では、(3)新城市いじめ防止基本方針について、学校教育課お願いします。

○学校教育課長

お願いいたします。

新城市いじめ防止基本方針につきましては、先だって行われました臨時教育委員会議でいろいろな視点から御指摘をいただきました。ありがとうございました。

その御指摘を受けまして、大きく6つの修正のポイントをつくって修正をさせていただきました。

まず1つ目の共育を明記したほうがよいのではないかというお話がありました。これにつきましては1ページの「初めに」というところがございますが、この括弧の中に「共育とは」という文言から

始まる場所に書かせていただきました。共育についても具体的に示させていただいたところであります。

それから、2番目といたしまして、いじめの起こりにくい集団をつくるための指導力を高める研修について触れたほうがいいのではないかなという御指摘がありました。

3ページの網かけをごらんください。3ページの(2)の①設置者の義務というところがございまして、そこから申しますと、設置者の義務の教育を通しての次の行からになります。「いじめを生み出さない、許さない風土をはぐくむ学校経営力、指導力が発揮されるよう支援します」というような文言をつけ加えさせていただきました。

それから、3つ目といたしまして、いじめの防止等の取り組みの中に特定の教員が抱え込まないということを明記するということがあったかと思えます。この件につきましては、ページ数で申しますと6ページになりますが、(3)いじめに対する措置というところで、丸の2つ目の網かけでございます。「特定の教職員で問題を抱えることがないよう」という文言をここでつけ加えさせていただきました。

続きまして、4番目であります。いじめの防止等の取り組みの中に保護者に対する学校の指導、助言に関する内容を明記するというところであります。これにつきましては、5ページに戻っていただきまして、(1)の未然防止のところにあります。上から3つ目の丸です。「学校は、保護者、地域と連携して、地域総ぐるみでいじめの防止に努めるとともに必要に応じて保護者や地域に対して、いじめ防止の取り組みを発信します」というようにしました。

それから、5番目です。いじめの防止等の取り組みの中にいじめを通報した児童・生徒の安全に関する内容を明記するというところでありますが、これにつきましては5ページ一番下の丸のところにあります。早期発見の4番目の丸ですね。「保護者、学校及び関係機関は、児童・生徒がいじめの発見、いじめの疑いを認めた場合を含む、及び友達からいじめの相談をされた場合の相談を受けたときには、いじめを受けた子どもだけでなく、いじめを通告した子どもにも配慮し、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめさせないための適切な措置を講じます」という文言を入れました。

6番目であります。条例設置される、いじめ対策人権サポート委員会に関する部分の表記は、条文にならって変更するというところでありますので、これにつきましては4ページの3番、いじめ防止等のための組織というところの1番目の丸です。「市は法第1条の目的にかんがみ、条例の定めるところにより、いじめの防止等に関する機関の連携を図るために教育委員会に新城市いじめ対策人権サポート委員会を置きます」というところ、それからもう一つ、次の丸印のところの2行目ですが、「条例の定めるところにより新城市いじめ対策人権問題調査委員会を設置し、調査を行うことにします」というようなところを修正させていただきました。

一応御指摘いただいたところについてはこのようにさせていただいたつもりですが、2校ということで出させていただきました。もしお気づきの点があれば、この場で御指摘いただいても結構ですし、これを今日読んでいただいたところでもありますので、もしきょうすぐにということでなければ、3月6日の金曜日ぐらいまでに御意見をいただければ、また修正すべき点は直して早めに出させていただきます。次の3月26日の定例教育委員会議で何とか形にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

○委員長

何かお気づきの点がございましたか。

○委員

意見をよろしいですか。

○委員長

どうぞ。

○委員

しっかりつくっていただいたので、この基本方針についてはどうというわけではないのですが、今、川崎の中一の子が殺害された事件がありまたよね。あれですごく気になったものですから、川崎はどうなっているのかちょっと調べてみましたら、昨年の5月28日にもういじめ防止基本方針も策定されていました。川崎市では、平成22年に中学3年生の子が自殺をしていて、加害者のいじめをした生徒の名前を入れた遺書を残して自殺したということがあって、これを受けていじめ問題について二度と悲劇を起こさないということでこの基本方針がまとめられたようですね。

新城市の場合も内容的にはそんなに大きくは変わらないのですが、川崎の場合、特に手を打ったのがインターネット問題相談窓口というのを設置していて、電話相談だけでなくメールの相談も受け付ける。インターネットのメールの場合には24時間受け付ける。そういうふうに改善されたようです。スマートホンからも、パソコンからもアクセスできる。電話相談を夜まで、夜8時15分まで待機しているというように対策を立てられていたのですが、それでも防げなかったのですね。友達も知っていたし、学校も恐らく非行グループの中に入ろうになったのは去年の秋からということなので把握していたと思います。ですけれども、防げなかった。

殺されるかもしれないというふうにLineで書き込んでいたのに同級生、友達も対応できなかつたし、保護者もあざをつくってきても対応できなかつた。保護者の場合はいろいろあるようなのですけれども。

じゃあ、こういう基本方針というのをつくっても、実際にどこまで有効に手だてとして生かされるのかというところがすごく気になります。実際にいじめを防ぐ場合、一番大事なのは保護者と学校と子どもが、地域もそうなのですけれども、連携して機能するかが問題です。これはというときにすぐに連絡できるようなシステムというか連絡先が登録できていることも必要です。子どもも携帯だとか、中学生以上でしたら携帯を持っている子が多いので、子どもが登録し、保護者も登録して、これはというときにすぐに対応できるような形にできないかなと思うのです。この基本方針を生かすためには、生徒会も加わって、PTAも加わって、学校も加わってというような体制をつくらないとなかなか発見したときにすぐに動けないということがあるのではないかなと思うものですから。これを教訓というか、これを形骸化しないためにもぜひ学校ぐるみ、保護者、子ども、地域までひっくるめた形でいじめ対策というのが周知されるようにできないかなと、そういう手だてを打てないかということを願うものです。なかなか難しいことだと思うのですけれども。

もう一つ、新城市の場合は、携帯のスマホに対してのガイドラインを作成されて、もう配られているようでも、基本的にはそのガイドラインも、どうやって子どもと保護者が周知して守らせていけるようにするかとこのところが重要だと思います。そこの手だてをしっかりと打っていくことが、必要なことではないかなと思ひまして、意見として出させてもらいました。

○委員長

何かありませんか。

○教育長

今の子どもたちの子ども同士の連絡手段としてはLine、メール等が非常に多いわけですし、メール等の受付は窓口としてできているんだよね。

○学校教育課長

はい。

○教育長

ただ、やっぱりより広報するということが大事だと思いますし、それから今回の川崎の例でいうと、どうして地域の大人たちやPTAや、そういうところがかかわれなかったかというところが大きな問題だと思うんですね。早く手をさしのべることができたら、あそこまで行かずに済んだのではないかなど。そういう意味合いで、各中学校でも生徒会等で取り組んでいるんですけども、はっきりとこの中に生徒会とかPTAという言葉も位置づけてもいいですね、今、委員さんの言われるように、位置づけたほうが動きやすいのかなということも思うね。

早期発見の手だて、早期かかわり合いの手だてとしては、やっぱりそこで大人や同級生がしっかりとかわっていけるという状況をつくり出す。あるいは、新城で行っている共育は、まさにそういったねらいのもとにあるわけですので、共育の部分でそれをさらに強調する。具体的な言葉で示していくということが大切なポイントかなと思います。

○委員長

ありがとうございました。

どうぞ。

○委員

僕もそれに賛同しています。

ただ、いわゆるホットラインにかけてくるいじめられた子は、だれにも知られたくないはずなんです。ここだけはちょっと体制だけつくりたいと思います。あまり学校の人とか親に知らせたくない、シグナルは送りたいけども、あまり知らされたくないというのが多分いじめられた子の本心だと思うので、知らない人にかけてるといふか、全く自分と関係性のない人にかけているというようなシチュエーションも、結構かける側としては大事な要素があると思うんですね。あまりにも近い人だったらそこにはかけて来ない、知ってる人がいたら絶対そこにはかけないとかそういうふうになるので、例えば24時間やるのは大変だと思いますけど、いじめられる側が安心してかけられるというのは、やっぱり見えないというか、知らないというか、自分が知らない人に自分の悩みを打ち明けているというように、フィルターがかかっている形で受けるというのがまず第一歩で、我々大人は全力でいじめは許さんという体制をつくるということのもちろん確保するんですけども、実際に電話をかけてくる子は知られたくないというのがあるので、それをうまく受け入れられる体制ができると一番いいかなと思います。

○委員長

ありがとうございました。

○委員

私はシェルターがすごい重要ではないかなと思うんですよね。加害者がエスカレートしていったら、抜きたい。彼も抜けたかったんですよね。抜けられなかった。被害者になる前に抜きたいというのと、加害者になる前に抜きたいというときがあると思うんですけれども、その時に一時的に、もう自分をどこも守ってくれるところがないと、何をしても引きずり出されると、そういうような恐怖感の中に極限のときはいるんだろなと思うので、シェルターをどういうふうにして、もちろん相談ができるということもそうなんですけれども、物理的な意味でもそれができる体制みたいなもの、そこが開かれているよ。あなたがそこに入っているということも気づかれない。あと何とかできるよというような、できるかどうかわかりませんが、大変ことかもしれないですけども、そういうことも本当に極限の状況には必要なのではないかなと思うので、何かのときにはそういう体制がとれるというような、八束穂の八楽児童寮みたいなのもあって、そうやって家庭ごと保護しているとかというようなこともあると思うので、ノウハウは全くないわけじゃないと思うんですよね。子ども未来課とか福祉のほうでは、いつでもそうやって活動していると思うので。そういうノウハウをぜひこちらのほうでも活用していい体制ができればと思います。

○教育長

現実、虐待についてはシェルターがあるわけですので、そことの連携をとって、いじめ等についてもそういうシェルターがあって当然だと思うんですよね。親だけの虐待じゃない。今回の場合は、先輩等の仲間による虐待ですので。いじめと言葉が違うだけの話です。またしっかり連携をとって考えていきましょう。

○委員長

また3月のときに気がついたことがあればということですよ。

○学校教育課長

もし事前にいただければ、またそのところを修正して出したいと思います。

○委員長

(4)(5)というのは、これ一括でいいですか。

○文化課参事

結構です。

○委員長

お願いします。

○文化課参事

では、よろしくお願いします。

お手元にカラー刷りのA3サイズの新城市のジオサイト地質百選、両面印刷のものがありません。これは、新城市が中心になって今後、東三河のジオパーク構想のほうを進めていくわけなのでありますが、まず地元の地質についての紹介をしたマップです。これは、3月末には完成させて、4月には皆さんのところにお配りできるように、特に学校、お子さんにお配りしたいというように思っています。自分で使ってもいいですし、それから家に持ち帰ってもらって壁に張っていただいて、地元の地質のすばらしさを感じてもらえればという思いで作っているところです。

1枚挟んであるんですが、そのマップを使ってどういったところへ行きましたよと、これは教育長さんからの提案なのでありますが、チェックシートみたいなものをつくって、自分の校区だったり、

新城市内をめぐってもらえればということで今考えているところです。

次に、新城市の自然誌ですが、1月末に完成いたしましたので、これが現物になります。320ページのカラー印刷でできています。既に市内には皆さんにチラシをお配りしたんですけれども、既に400冊ぐらゐが出ています。1,000冊つくりましたので、あと600冊ほどありますので、ぜひ御活用いただければというように思います。

以上でございます。

○委員長

何かありますか。よろしいですか。

○教育長

すばらしい本ですので、また委員の皆さま方も手に取って活用していただけるとありがたいと思います。

○委員長

ありがとうございました。

(6)に統合校の校歌制定についてということで、教育委員の皆さんから御意見をいただきたいものですから、短時間でよろしくお願ひしたいと思います。

校歌の制定。では私のほうから簡単に一、二分で説明させていただきますが、校歌の制定については、教育委員会としてはどういう形で支援をしていくのがいいかというようなことも含めて皆さんの御意見をいただきたいんですけれども、まず作手小学校のほうで校歌制定についての動きがあります。

それで、その校歌制定委員会のほうでは、校歌を一般募集し、そして音楽家のほうには既に依頼をしてあると。タニゾウさんという知られた方だそうですが、何にしろそこで少し費用がかかるので、予算をつけていただけないかという要望があります。

統合校ということで、鳳来寺小学校のほうはどうかということなんですけれども、一応校歌、校章を募集しますという、先ほどそういうチラシが配られましたが、3月から6月半ばにかけて募集があると。

それから、黄柳川小学校のことについては、口頭でお話しするんですけども、校長先生にお伺いしたら、そんなに急いでいるわけではないんですけども、ほかの学校とあわせるような意味合いもあって、27、28年度のあたりで校歌をつくっていく方向で進むのかなというそういうお話しでした。

それで、委員の皆さんからお伺いしたいのは、そういう校歌制定について教育委員会として予算的に支援をしていくのかどうかというあたりで御意見をいただきたいと思うんですけれども。

○委員

今までの校歌というのは、どういうスタイルで成り立っているんですか。

○教育長

そもそも論からいくと、今、統合校前の既成の小中学校においても最初は校歌がなかったと。そのうちに校風等ができてくる中で校歌が生まれてきたというような状況にあったわけですね、歴史的に見ると。新制中学等は、創設後じきにつくったという経過はあるわけですけども。そういったことで、一番最初の統合校である黄柳川小学校については、そういったスタンスで構えていったらどうだろうと。学校の設立要件としては校歌はないから、校歌についてはぼちぼちということで、特別な支援をしなくてもいいではないかというスタンスで来たわけですね。

その後、作手小と鳳来寺小が統合校として、開校とともに、できるだけ早く校歌をつくろうという気運になり、校歌をつくるについてはやっぱりお金が要ると。そういった面で、地域でもやるけれども、教育委員会でも支援してるというスタンスを見せてほしいという要望が来ているわけで、最初の黄柳川小学校のときのスタンスとちょっと変えざるを得ないという、補助するのなら変えざるを得ないという状況になるわけなんだけれども、たまたま統合新設が3校あって、3校とも校歌をつくろうという気運が出てきたときに、地域事情もそれぞれ違う中で、教育委員会として一番最初のスタンスを維持して補助なしでいくのか、あるいはやっぱりそれだけの気運が出てきたのならば補助していこうというスタンスにしていくのかというこのところの意思決定ですね。

○委員

既存の小学校とか中学校の校歌というのは、それぞれが自前でやっているわけですか。

○教育長

それは、わかりませんか。

○委員

わからないですね。

○教育長

だけど、例えば長篠小学校あたりは、中山晋平でしたか、日本の超一流の作曲家につくってもらっているんで、今で言えば相当額のお金がかかっているんじゃないかなと思います。

地元の先生方がつくった校歌については恐らく気持ちだけの費用で済んでいると思うんですけども、ここにもあるように県下一流の作曲家とか、あるいは名の知れた作詞家等に頼んだ場合には、それなりの費用が発生するものと考えているのではないかと思います。

○委員長

短時間なので非常に意見が言いづらいかもしれないですけど、もしありましたら。

○委員

従来は、そうすると地元で恐らく経費を捻出していたというように考えられるんですが、今回、教育委員会のほうで予算をとると初めてのケースになっていくということになるわけですね。

○教育長

少なくとも新城市になってからは初めてです。過去のことはやっぱりわからない。

○委員

そういう要望があるということですし、金額も結構かかるので、可能であれば一部負担というような形で今後出されていくというようにしていくのも必要だったかなと思いますが、全額というわけにはいかない。

○委員長

学校によってね、お願いする作曲家によって値段が違ってくるということは当然あるわけですから、平等になるようにということですね。

○委員

今の意見に賛成です。

やっぱり学校によって値段が違うものですから、一律にもし許されれば出していただければうれしいですね。

私は、別の観点からよろしいでしょうか。

この出来上がった校歌なのですけれども、CD化をするのかどうかということ。楽譜自体、新城小学校の校歌なのですが、その楽譜が何回も何回もコピーをされて、手書きだったものですから、最後はどういうふうになっているかわからなくなっていたんですね。それをパソコンで書き直してもらったんです。先生覚えていらっしゃいませんか。

○委員長

私が校長のときですか。

○委員長

そういうのにかかる費用のという意味合いもあるわけですね。

○委員

はい、そういうことです。

○委員長

何かありますか？

○委員

私も一部を負担してという形でよろしいと思います。

○委員

教育委員会から何か、新しい学校ができたり統廃合すると、必ず支援するものというのがありますか。

○教育長

施設、設備、備品、それだけあれば十分ですけど、成立要件として。校旗も本来は必要ない。学びの場だけではね。けど、今はどこの学校においても校旗、校歌があるという時代ですので、当然必要なものであろうというということで黄柳川小学校と作手小学校は校旗を負担したのですよね。

○委員

学校って、僕の意見ですけど、地元のノリでそういうのは決めたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

だから、今言ったとおり、設備と備品はそろえて新しい学校はできますので、責任持ってやりますけども、それ以上はどういう度合いになるかわからないので、それは地元で、「よっしゃ、俺たちが子どもたちのためにやったるぜ」という話の中で、このぐらいかけてもいいよという話になって、やればいかなと私は個人的には思います。

○委員長

もうちょっと時間をとらないと皆さんの意見を十分にいただけないものですから、また次回の臨時の後ぐらいいいですか。では、そういうことでよろしくお願いします。

### 日程第3 その他

○委員長

日程題3 その他、(1)学校教育課お願いします。

○学校教育課長

臨時教育委員会議につきまして、3月12日木曜日午後4時から教育長室にてお願いできたらと思い

ます。

教職員の人事に関することであります。

○委員長

では、(2)お願いします。

○文化課長

一番後ろにチラシをつけさせていただいております。本年度最後の文化事業、New Artists Fes. 2015を3月22日日曜日の午後2時から文化会館小ホールで開催いたします。

後ろに出演者のプロフィール等がついておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、都合がつかましたらぜひご覧いただきたいと思います。

以上です。

○委員長

ありがとうございます。

では、次回定例会議が3月26日木曜日に2時半からここで、1時半にまた教育長室にて研修会をやるということでお願いします。

それでは、これで2月定例の教育委員会会議を終わります。ありがとうございました。

閉会 午後4時00分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記